新介護保険制度のあらまし

高齢者

生活機能の低下を早期に発見

生活機能が低下していて介護が必要となる恐れのある高齢者をさまざまな方法で早期に発見、対応を図ります。

●本人や家族からの相談　●主治医、民生委員などからの連絡
●保健師などの訪問活動などによる実態把握
●要介護認定非該当者　　などの情報提供

生活機能の低下が見られない人

介護予防サービスの対象となる可能性のある人

今は介護を必要としていない人

介護や支援が必要な人

自立した生活を送れる人などすべての高齢者

健康づくりや介護予防に関する各種講習会を開くなどして、いつまでも元気でいられるようアドバイスします。

一般高齢者

地域包括支援センター

（市役所本庁内、鏡支所内に新設）

「地域包括支援センター」では、生活機能の低下している高齢者に、検診の結果などを確認するとともに、日常生活での問題点などの聞き取りを行い、介護予防サービスの対象者を選定します。

地域包括支援センターとは・・

八代市が運営主体となって、高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるよう、総合的・包括的なケアマネジメントを担います。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの職員が専門性を活かしたマネジメントを行います。

※協力機関として15事業所内に「あんしん相談センター」ができます。

事業所名	住　所	電話番号
あさひ園	上日置町	35-5757
敬仁病院	海士江町	34-1076
ゆうりん	古閑浜町	33-9076
みやび園	高島町	32-0088
とまと	郡築1番町	37-0119
すずらんの里	葭牟田町	33-3869
かいご110番ホッと	大福寺町	33-1940
行楽園	日奈久塩北町	38-0660
ま心苑	敷川内町	31-7600
一灯苑	坂本町	36-1015
康和苑	千丁町	46-1144
安寿の里	鏡町	53-2600
かがみ苑	鏡町	30-4000
ひかわの里	東陽町	65-3100
さわやか泉	泉町	67-3307

特定高齢者

介護や支援が必要となる恐れのある人

八代市が行う「介護予防事業（地域支援事業）」を利用できます。

地域包括支援センターで、保健師などが中心となって介護予防プランを作成し、地域支援事業の介護予防サービスを利用できます。

＜介護予防事業＞（地域支援事業）

運動機能向上
認知症予防・支援
閉じこもり予防・支援
口腔機能の向上
栄養改善
うつ予防・支援・その他

要介護認定の申請

介護や支援が必要になったら申請します。

※40～64歳の人は、加齢に伴う特定疾病により介護が必要な場合に、介護サービスを利用できましたが、4月から末期がんの人も新たに対象となります。

要介護認定

介護の必要性を審査します。

主治医の意見書 ＋ 訪問調査

↓

介護認定審査会

↓

認定結果

17年度まで：非該当／要支援／要介護1／要介護2／要介護3／要介護4／要介護5

18年度から：非該当／要支援1／要支援2／要介護1／要介護2／要介護3／要介護4／要介護5

支援が必要とされる人（要支援１・２）

介護保険の「介護予防サービス（新予防給付）」が利用できます。

ケアプランの作成（ケアマネジメント）

地域包括支援センターで保健師などが中心となって、ケアプランを作ります。利用者は、ケアプランに基づいた予防給付の介護サービスを利用します。

居宅サービス

訪問サービス
・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）
・介護予防訪問入浴介護
・介護予防訪問看護
・介護予防訪問リハビリテーション
・介護予防居宅療養管理指導

通所サービス
・介護予防通所介護(デイサービス)
・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

短期入所サービス
・介護予防短期入所生活介護
・介護予防短期入所療養介護

その他
・介護予防特定施設入居者生活介護
・特定介護予防福祉用具販売
・住宅改修費の支給　など

新しいサービス
・筋力向上
・栄養改善
・口腔機能向上　など
予防を目的とした内容が組み込まれます。

地域密着型サービス

※住み慣れた地域での生活を支えるサービスです。
・介護予防認知症対応型通所介護
・介護予防小規模多機能型居宅介護
・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護が必要とされる人（要介護１～５）

介護保険の介護サービスを利用できます。

ケアプランの作成（ケアマネジメント）

居宅介護支援事業者のケアマネジャーと相談しながら、ケアプラン(介護サービス計画)を作ります。利用者は、ケアプランに基づいて介護サービス事業者が提供するサービスを利用します。

施設に入所している場合は、その入所している施設内でケアプランを作成することになります。

居宅サービス

訪問サービス
・訪問介護(ホームヘルプサービス)
・訪問入浴介護
・訪問看護
・訪問リハビリテーション
・居宅療養管理指導

通所サービス
・通所介護(デイサービス)
・通所リハビリテーション(デイケア)

短期入所サービス
・短期入所生活介護
・短期入所療養介護

その他
・特定施設入居者生活介護
・特定福祉用具販売
・住宅改修費の支給　など

施設サービス

・介護老人福祉施設
・介護老人保健施設
・介護療養型医療施設

地域密着型サービス

※住み慣れた地域での生活を支えるサービスです。
・夜間対応型訪問介護
・認知症対応型通所介護
・小規模多機能型居宅介護
・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

4月から介護保険料が変わります！

介護保険料とは、医療保険や年金保険と同じく、国の社会保険のひとつで、40歳以上の人は全員加入し、被保険者となります。被保険者は、介護保険料を負担します。介護が必要だと認定され、実際にサービスを利用したときは、その9割が介護保険から出る仕組みになっています。

65歳以上の人の介護保険料は、市町村ごとに基準額を決め、それをもとに保険料が決められます。

平成18年度の保険料は、3年ごとの見直しに伴い、次のように変わります。

問合せ　高齢者支援課　　32-1175

65歳以上の介護保険料

介護保険料は、65歳以上の人の場合、本人および世帯員の市町村民税の課税状況や本人の合計所得により分けられます。平成18年度から、介護保険制度の改正により、表1のように所得段階区分が6段階に変わりました。

＜平成17年度と平成18年度の所得段階区分の違い＞

平成17年度　　平成18年度　基準額（月額）4,390円 ×12カ月＝ 52,700円（基準額年額）

（表1）

	所得段階区分	対　象　者	保険料年額
第1段階	第１段階（基準額年額×0.5）	生活保護受給の人。または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人	26,400円
第2段階	第２段階（基準額年額×0.5）	世帯全員が市町村民税非課税の人で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	26,400円
収入の要件はありませんでした	第３段階（基準額年額×0.75）	世帯全員が市町村民税非課税の人で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	39,500円
第3段階	第４段階（基準額年額）	本人は市町村民税非課税であるが、世帯の中に市町村民税課税者がいる人	52,700円
第4段階	第５段階（基準額年額×1.25）	本人が市町村民税課税で、合計所得が200万円未満の人	65,900円
第5段階	第６段階（基準額年額×1.5）	本人が市町村民税課税で、合計所得が200万円以上の人	79,100円

※新設されたのは第2段階で、旧第2段階を収入要件で2つに分け、新たに第2段階と第3段階となりました。これは、所得（収入）が低い人の負担能力に応じて、よりきめ細かく対応できるよう、所得段階区分が見直されたものです。

介護保険料の納期

表2のように納付書や口座振替で納付する普通徴収と、表3のように年金から天引きされる特別徴収とでは、納期月が異なります。

●普通徴収（納付書・口座振替で納付する人）の場合

（表2）

平成18年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仮徴収				本徴収							

◎4月から7月までは仮徴収
平成17年分の所得状況や課税が確定しておりませんので、平成17年度の課税状況を平成18年度の所得段階区分に当てはめて、仮の年額を算出します。その算出した仮の年額の12分の1相当額(1カ月分)を4月から7月納期の介護保険料とします。

◎8月以降は本徴収
平成18年度の介護保険料年額が8月に確定します。確定した年額から仮徴収された分を差し引いた額を8月納期分から3月納期分までに、ほぼ均等に割り振ります。（端数は8月納期につきます。）

●特別徴収（年金から天引きされる人）の場合

（表3）

平成18年度					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

◎4月から8月までは仮徴収
特別徴収の場合、仮徴収の金額は平成17年度分の最後の納期分、つまり平成18年2月納期分の金額と同じです。
なお、一部の人で保険料年額が大幅に変わる場合のみ、6月納期以降の金額が変更になる場合があります。

◎10月以降は本徴収
平成17年分の所得・市民税課税状況などをもとに算出した年間保険料から、仮徴収された分を差し引いた額を10月納期分から2月納期分までに納めます。（端数は10月納期に付きます。）